二　情報通信技術を活用した教育及び校務の処理（以下「情報通信技術を活用した教育等」という。）の推進に関すること。
三　学術情報の収集、整理、保管及び提供に関すること。
3　センターに、センター長を置く。
4　センター長は、センターの事務を総括する。
5　センターに、副センター長を置く。
6　副センター長は、センター長の職務を助ける。
7　センター長及び副センター長は、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。
8　センターに、主任システム管理官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
9　主任システム管理官は、システム管理官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
10　センターに、システム管理官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
11　システム管理官は、学術情報システムの整備及び管理の実施に関する事務をつかさどる。
12　センターに、主任デジタル教育推進官を置き、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。
13　主任デジタル教育推進官は、デジタル教育推進官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
14　センターに、デジタル教育推進官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
15　デジタル教育推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　情報通信技術を活用した教育等の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
二　情報通信技術を活用した教育等の推進に関する計画の策定に関すること。
16　センターに、主任学術情報官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
17　主任学術情報官は、学術情報官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
18　センターに、学術情報官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
19　学術情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　学術情報の収集、整理、保管及び提供の実施に関すること。
二　学術情報の収集に関する計画の策定に関すること。

（海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部改正）

第二条　海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和三十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条の二　（略）	**第五条の二**　（略）
2　教授、准教授、助教及び講師は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の講座のいずれかに属するものとする。	2　教授、准教授、助教及び講師は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の講座のいずれかに属するものとする。
一　第五条の三第十五項に規定する主任研究員又は研究員のうち、海上保安大学校長が指定する者	（新設）
二　第五条の三第二十三項に規定するセンター教官	一　第五条の三第十六項に規定するセンター教官
三　第十四条第一項に規定する訓練教官のうち、海上保安大学校長が指定する者	二　第十四条第一項に規定する訓練教官のうち、海上保安大学校長が指定する訓練教官
3・4　（略）	3・4　（略）